

安全方針

備北バス株式会社は、旅客自動車運送事業にとり最も重要な「輸送の安全の確保」に全社員一丸となって取り組み安全確保が最も重要であるという意識の徹底を図り、安全マネジメント体制の維持及び継続的な改善に努めるため、次のとおり安全方針を定め、周知する。

- 1、会社をあげて運輸安全マネジメントに取り組み、継続的に改善を行う。
- 2、輸送の安全に関する関係法令及び「安全管理規定」等規程集を明確にし、これを遵守する。
- 3、従業員一人ひとりが、地域の公共交通の担い手としての自覚と責任を“心”に安全運行に努める。
- 4、輸送の安全重点実施目標の達成に向けて全従業員が一丸となり取り組む。

重 点 実 施 項 目

安全方針に基づき、次の項目を踏まえた取り組みを重点施策とする。

- 1、重大事故発生件数“0 ゼロ”を目指し防衛・予知運転に努め、また、車両整備点検を確実に実施する。
- 2、有責事故(特に、後退時の事故)件数を前年比削減を目指す。
- 3、交通法令遵守で、“他の模範”となる運転を心がけよう。
- 4、飲酒・過労・違法薬物・携帯電話不正使用運転の“撲滅”。

令和 4年 4月 1日

(安全方針;平成26年4月1日策定)

備北バス株式会社

代表取締役 政 森 肇

輸送の安全目標

1、事故削減目標

	重大事故		交通事故		内 容
	目標	実績	目標	実績	
令和3年度	0件	0件	19件	17件	
令和4年度	0件	-	16件	-	

※ 1、重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。

※ 2、交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

2、関係法令及び社内規定の遵守を確保

関係法令及び社内規定(安全を確保する規定等)の遵守の教育を実施します。

3、輸送の安全に関する投資額

主な項目		
教育に関する事項	安全教育費(セミナー受講に係る費、等)	100 千円
	安全表彰経費	20 千円
設備及び機器等に関する事項	①アルコールチェッカーの更新(修繕費含む)	100 千円
	②車内案内用(帽子取り付け型マイク)の補充含む	100 千円
	③ドラレコ取付、更新、メンテナンス等安全にかかる費用	200 千円
健康管理の取り組みに関する事項	健康診断受診費用、等	1,300 千円

4、内部監査

安全を管理する規定の遵守状況は、内部監査を年1回以上実施し、必要に応じて是正処置又は予防処置を講じます。

5、情報の連絡体制の確立

事故防止委員会の会議を年5回開催し、本社と営業所間で情報を共有します。

6、輸送の安全に関する安全教育の実施計画

運送の安全に関する安全教育の実施計画

- | | |
|----------------------|--------|
| ① 事故防止対策委員会会議 | 年 5回 |
| ② 運転者に対する適正診断(3年に1回) | 年13名程度 |
| ③ 初任・適令運転者への指導 | 年20名程度 |
| ④ 事故惹起者に対する指導 | 事故発生時 |

7、健康管理の取り組み実施計画

- ① 定期健康診断時のオプション受診・再検査の推進
- ② 保健士による面接の実施
- ③ 年1回のストレスチェックの実施と集団分析
- ④ 産業医による健康管理等に係る講演会の実施

令和4年 4月 1日

備北バス株式会社
代表取締役 政森毅

◎ 令和4年度輸送の安全に関する公表

※ 備北バス株式会社は、令和3年度の輸送安全マネジメントに関する取組について、次のとおり輸送の安全に関する公表を行なっております。

1、輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 会社をあげて運輸安全マネジメントに取り組み、継続的に改善を行う。
- (2) 輸送の安全に関する関係法令及び「安全管理規定」等規程集を明確にし、これを遵守する。
- (3) 従業員一人ひとりが、地域の公共交通の担い手としての自覚と責任を心に安全運行に努める。
- (4) 輸送の安全重点実施目標の達成に向けて全従業員が一丸となり取り組む。

● 令和4年度 安全重点施策

- 1 重大事故発生件数“0ゼロ”を目指し防衛・予知運転に努め、また、車両整備点検を確實に実施する。
- 2 有責事故（特に、後退時の事故）件数を前年比削減を目指す。
- 3 交通法令遵守で、“他の模範”となる運転を心がけよう。
- 4 飲酒・過労・違法薬物・携帯電話不正使用運転の“撲滅”。

2、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日)の事故類型別の

事故件数は、以下の通りです。

2及び3の表

項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物火災を含む）を起こし、または踏切において鉄道車両と激突若しくは接触したもの	0件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行例第5条第2号又は第3号に掲げる損害を受けた者をいう）を生じたもの	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法第5条2項、又は3項に掲げる障害が生じたもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することが出来なくなったもの	0件
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（イヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行出来なくなったもの	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図る為に国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
総件数	0件

3、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

	重大事故		交通事故		内 容
	目標	実績	目標	実績	
令和3年度	0件	0件	18件	17件	
令和4年度	0件	-	16件	-	

- ※ 1、重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。
- ※ 2、交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

4、運行管理者・整備管理者の選任に関する情報

運行管理者

- | | |
|----------|--------|
| ○本社川合営業所 | 選任数 7名 |
| ○新見営業所 | 選任数 3名 |

整備管理者

- | | |
|----------|--------|
| ○本社川合営業所 | 選任数 2名 |
| ○新見営業所 | 選任数 1名 |

5、安全統括管理者に関する情報

安全統括管理者 営業部長 木 村 尚 紀 平成26年9月11日 選任

◎ 令和3年度の輸送安全マネジメントに関する取組(計画目標)の実施状況

1、事故削減目標

	重大事故		交通事故		内 容
	目標	実績	目標	実績	
令和3年度	0件	0件	19件	17件	

- ※ 1、重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。
- ※ 2、交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

2、関係法令及び社内規定の遵守を確保

関係法令及び社内規定(安全を確保する規定等)の遵守の教育につきましては主に6項に記載の安全集会の開催、および運転適性診断の計画的な受診により実施いたしております。

3、輸送の安全に関する投資額

	主な項目	予 算	実 績
教育に関する事項	安全教育費(セミナー受講費、等)	100 千円	60 千円
	安全表彰経費	20 千円	20 千円
設備及び機器等に 関する事項	①アルコールチェックカーの更新(修繕費含む)	150 千円	18 千円
	②車内案内用(帽子取り付け型マイク)の補充含む	60 千円	70 千円
	③ドライブメンテナンス等にかかる費用	1,500 千円	150 千円
健康管理の取り組み に関する事項	健康診断受診費用等	1,300 千円	1,300 千円

4、内部監査

安全を管理する規定の遵守状況は、内部監査を年1回以上実施し、必要に応じて是正処置又は予防処置を講じます。

内部監査の実施につきましては、例年、年度末の時期に外部機関に依頼して実施いたしております。

令和3年度の内部監査につきましては、令和4年初旬頃実施予定としております。

尚、令和2年度の内部監査につきましては、以下の通り実施いたしました。

上記計画に基づき実施いたしました。

令和2年度分； 実施日；令和3年12月1日

令和3年度分； 実施後に日程記載

監査チーム； 自動車事故対策機構 岡山支所（予定）

5、情報の連絡体制の確立

事故防止委員会の会議を年5回開催し、本社と営業所間で情報を共有します。

上記計画に基づき、年5回の会議を6項に記載の通り実施いたしました。

6、輸送の安全に関する安全教育の実施状況

① 事故防止対策委員会会議 年 5回

第1回事故防止対策委員会 3月 24日

安全集会；4/5 4/7

第2回事故防止対策委員会 6月 28日

安全集会；6/29 7/1

第3回事故防止対策委員会 9月 11日

安全集会；9/15 9/17

第4回事故防止対策委員会 12月 8日

安全集会；12/9 12/10

第5回事故防止対策委員会 3月 18日

一年間の総括および次年度の目標設定、

マネジメントレビューの実施

(臨時、事故防止委員会) 5月 18日 (1回)

② 運転者に対する適正診断(各人3年に1回) 20名 実施

③ 初任・適令運転者等への指導 14名 実施

④ 事故惹起者に対する指導 事故発生時